平成２７年（フ）第８０３号
堺市北区百舌鳥本町１丁38番地19、住民票上の住所堺市北区百舌鳥本町３丁502番地
破産者　米澤　正治
1　決定年月日　平成28年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１１１号
大阪府東大阪市長堂１丁目12番１号　メゾンドヴェール602号
破産者　七尾　妙子（旧姓新村）
1　決定年月日　平成28年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１１３号
堺市南区高倉台３丁１番７―103号
破産者　松井万千子
1　決定年月日　平成28年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８１号
北海道小樽市山田町５番11号
破産者　小森　直人
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第８２号
北海道小樽市緑１丁目14番５号、前住所北海道小樽市オタモイ１丁目21番15号　サンハイム102号
破産者　窪田　大輔
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第１２４号
北海道小樽市新富町３番302号　ビッグブリッヂⅤ、開始決定時の住所北海道小樽市長橋４丁目14番32号
破産者　山上　達也
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第３２５号
岩手県九戸郡洋野町上舘第56地割11番地４、旧住所岩手県岩手郡岩手町大字沼宮内第12地割65番地22
破産者　林本　　直
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１２３号
福島県郡山市開成２丁目36番７号　ハイネス及川102号
破産者　後藤　直樹
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第２３１号
茨城県龍ヶ崎市大徳町851番地１　ガルウイングⅠ　107号室
破産者　鈴木　健紀
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第２３４号
横浜市中区伊勢佐木町５丁目129番地14　ストーク伊勢佐木七番館402号室
破産者　長崎　聡子（旧姓喜多）
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６７号
相模原市中央区千代田４丁目４番５号　ポーロニア千代田303
破産者　本間　久貴
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３２９号
横浜市西区西戸部町２丁目187番地
破産者　古沢千惠子（旧姓島崎）
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４１４号
横浜市磯子区磯子２丁目25番４号　第１コーポ松本203号
破産者　高橋　健一
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９１号
福井市三万谷町第32号４番地
破産者　川岸　哲夫
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１９号
愛知県額田郡幸田町大字菱池字内池120番地（５Ｂ）、前住所愛知県蒲郡市金平町開戸24番地
破産者　村上沙知子（旧姓壁谷）
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第５０１号
福岡県遠賀郡岡垣町旭台２丁目13番13号
破産者　池本　恵子
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第９１号
北九州市八幡西区千代ケ崎２丁目12番21―904号
破産者　川田　晃彦
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１１１号
北九州市若松区赤島町８番20号
破産者　福田　　徹
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部